

參考資料

目 次

	頁
資料 1 詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての審議の経緯	1
資料 2 詐欺的投資勧誘に係る実態調査結果	4
資料 3 商業・法人登記制度及びレンタル携帯電話等の悪用に関するアンケート報告書	16

資料 1

詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての審議の経緯
(役職等は当時のもの)

平成 23 年

11 月 11 日 第 73 回消費者委員会

◎消費者基本計画の検証・評価・監視について（金融、融資金詐欺、投資詐欺）のヒアリング

消費者庁 黒田 消費者政策課長

警察庁 世取山 生活安全局生活経済対策管理官

池田 刑事局捜査第二課特殊詐欺対策室長

生活安全局生活安全企画課担当者

刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官付担当者

金融庁 黒澤 総務企画局企画課長

増田 総務企画局市場課市場機能強化室長

横尾 総務企画局市場課企画官

櫻井 総務企画局企画課信用制度参事官室企画調整官

原田 監督局証券課証券監督調整官

外崎 証券取引等監視委員会事務局証券検査課長

平成 24 年

5 月 22 日 第 89 回消費者委員会

◎消費者基本計画の検証・評価・監視について（投資詐欺対策）のヒアリング

消費者庁 黒田 消費者政策課長

山崎 総務課長

警察庁 福田 生活安全局生活経済対策管理官

刑事局捜査第二課特殊詐欺対策室担当者

刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止監理官付担当者

金融庁 増田 総務企画局市場課市場機能強化室長

横尾 総務企画局市場課企画官

有泉 監督局証券課長

外崎 証券取引等監視委員会事務局証券検査課長

総務省 玉田 総合通信基盤局消費者行政課長

法務省 民事局商事課担当者

6月～7月 **自治体調査**

- ◎詐欺的投資勧誘による被害の状況及び地方自治体における取組状況についての書面による実態調査を実施
調査の対象：47都道府県及び20政令市の消費者行政担当課（消費生活センター）

12月18日 **第108回消費者委員会**

- ◎消費者基本計画の検証・評価・監視について（詐欺的投資勧誘対策（関係法令執行力強化、注意喚起等、ツール規制））のヒアリング
- 金融庁 鎌田 総務企画局市場課市場取引対応室長
和瀬 監督局証券課証券監督管理官
鈴木 証券取引等監視委員会事務局証券検査課長
監督局銀行第一課担当者
総務企画局企画課調査室担当者
総務企画局市場課担当者
- 警察庁 福田 生活安全局生活経済対策管理官
刑事局捜査第二課担当者
- 消費者庁 山下 取引対策課長
鈴木 取引対策課企画官
後藤 財産被害対策室長
- 総務省 総合通信基盤局消費者行政課担当者
経済産業省 苗村 商務情報政策局商務流通保安グループ商取引監督課長
法務省 河合 民事局商事課長

平成25年

4月23日 **第118回消費者委員会**

- ◎郵便・宅配便の取組、市民後見制度・日常生活自立支援事業についてのヒアリング
- 総務省 岡崎 情報流通行政局郵政行政部郵便課長
- 国土交通省 加賀 自動車局貨物課長
- 厚生労働省 勝又 老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長
老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室担当者
社会・援護局地域福祉課担当者

5月14日 **第120回消費者委員会**

◎電話関連の犯行ツールに対する取組、改正消費者安全法による取組及び高齢消費者を対象とした民事救済制度の導入や特定商取引法における指定権利制の撤廃といった新たな制度整備、並びに商業登記の真正性の確保についてのヒアリング

総務省 玉田 総合通信基盤局消費者行政課長

金融庁 鎌田 総務企画局市場課市場取引対応室長

総務企画局企画課担当者

消費者庁 村山 消費者政策課長

後藤 消費者政策課財産被害対策室長

山下 取引対策課長

取引対策課担当者

法務省 佐藤 民事局商事課長

日本弁護士連合会 大迫 消費者問題対策委員会委員

5月28日 **第122回消費者委員会**

◎特定商取引法の指定権利制廃止についての意見交換

弁護士 池本 誠司氏

7月9日 **第125回消費者委員会**

◎地方自治体における「権利取引」関連条例の規定についてのヒアリング、及び特定商取引法における指定権利制の廃止についての議論

大阪府消費生活センター 神山 課長補佐

前岡 総括主査

消費者庁 山下 取引対策課長

片桐 表示対策課長

資料2

詐欺的投資勧誘に係る 実態調査結果

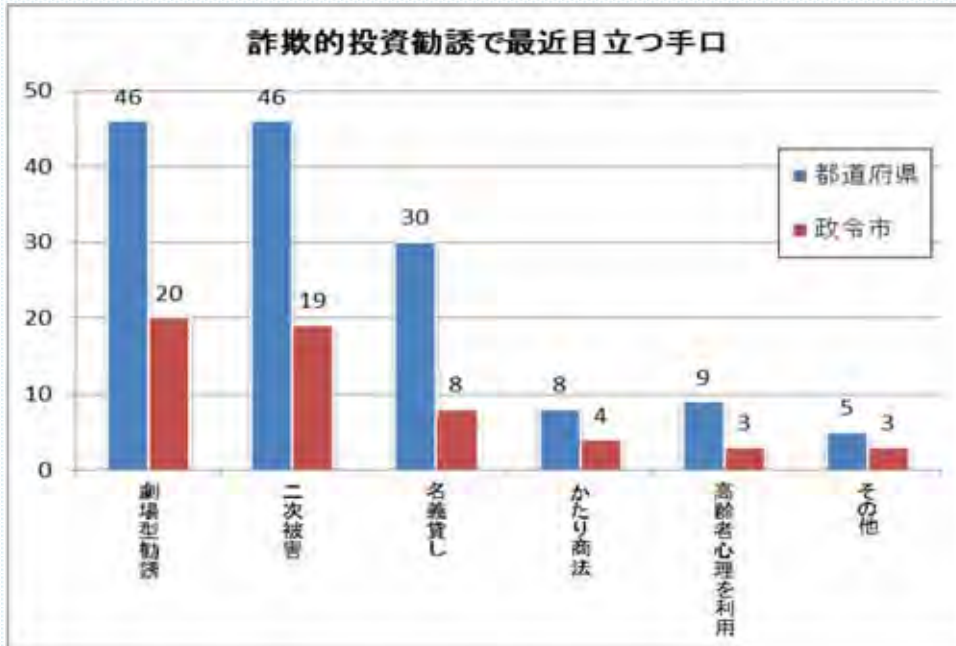
消費者委員会

●実態調査の概要

- ◆ 調査の対象
47都道府県および20政令市の消費者行政担当課
(消費生活センター)
- ◆ 調査の方法
上記47都道府県および20政令市の消費者行政担当課に
対し、書面による調査(調査票を配布・回収)を実施。
- ◆ 調査の時期
平成24年6月18日～7月6日



●詐欺的投資勧誘で最近目立つ手口



- ほぼ全ての自治体が『劇場型勧誘』および『二次被害』を最近目立つ手口と回答しており、劇場型勧誘等による被害が全国に広がっていることがわかる。
- 「あなたしか購入できないので名前を貸してほしい」といった勧誘(『名義貸し』)も少なくなく、手口の巧妙化がうかがわれる。
- 『その他』の回答としては、「外国通貨や鉱山の採掘権など、複数の商品を関連させた手口」や、「エコ、エネルギー、資源、被災地復興等、投資することに社会的な意味があると騙って勧誘する手口」、「探偵事務所が被害救済をすると連絡してくる手口」などがあげられた。

●特商法等による指導・処分の実績

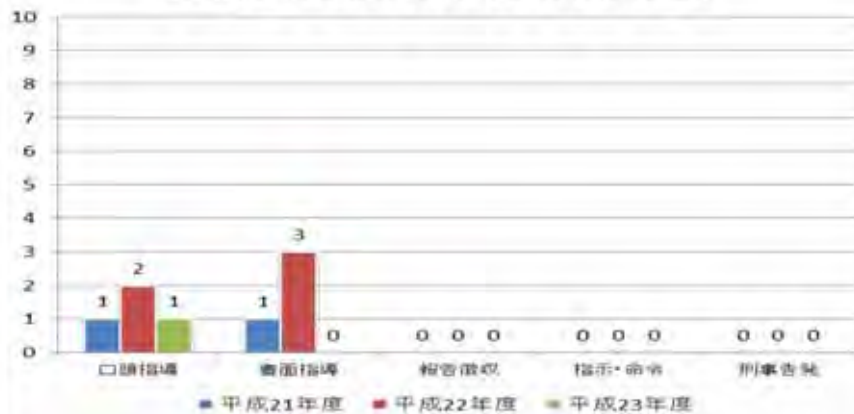
●都道府県における指導・処分

都道府県において、特商法等による指導・処分が行われたのは、6自治体であり、行われた指導・処分の内容は『口頭指導』、『書面指導』となっている。消費生活条例による指導・処分も数件みられるが、都道府県による指導・処分はほとんど行われていない。

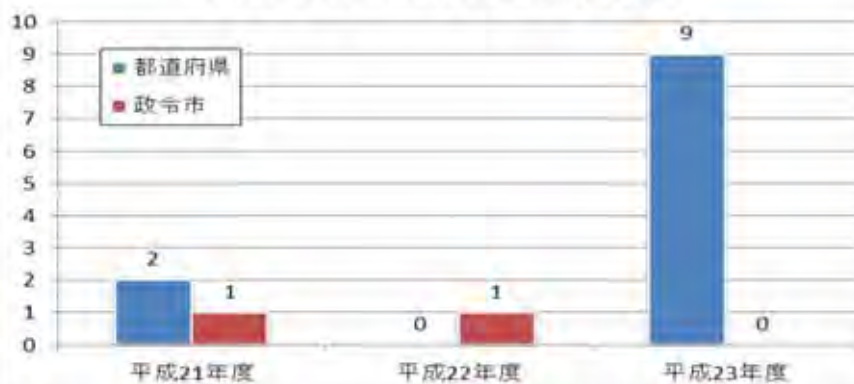
●政令市における指導・処分(特商法以外の法令)

政令市における指導・処分は1市が行った2件である。

特商法による指導・処分の実績(都道府県)



その他の法令による指導・処分の実績



●特商法等による指導・処分ができない理由

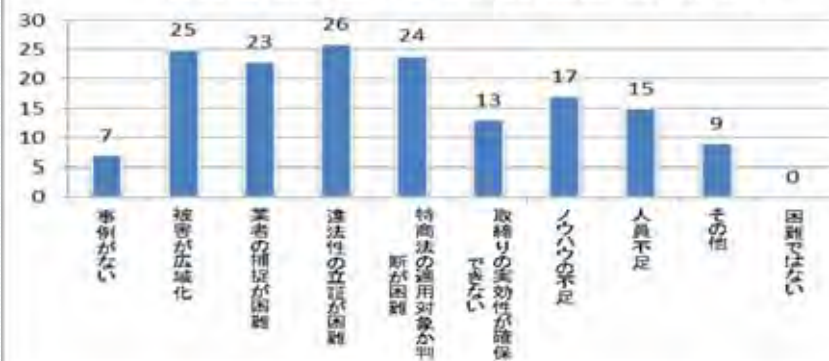
●特商法による指導・処分ができない理由(都道府県)

行政調査の範囲では『違法性の立証が困難』、『被害が広域化』しており単一県での取締りが困難、『特商法の適用対象か判断が困難』とする都道府県が約半数。また、詐欺的な業者は逃げ足が速く『業者の捕捉が困難』という回答も多い。

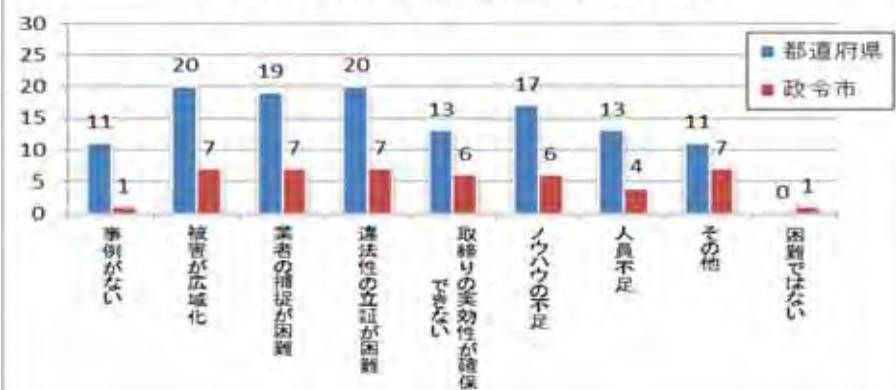
●特商法以外の法令による指導・処分ができない理由

特商法同様、『被害が広域化』、『違法性の立証が困難』、『業者の捕捉が困難』との回答が多い。

特商法による処分ができない理由(都道府県)



特商法以外の法令で処分ができない理由



●警察との連携状況*

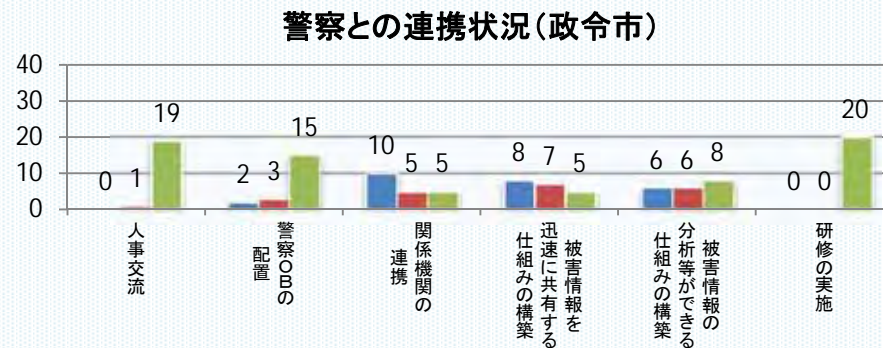
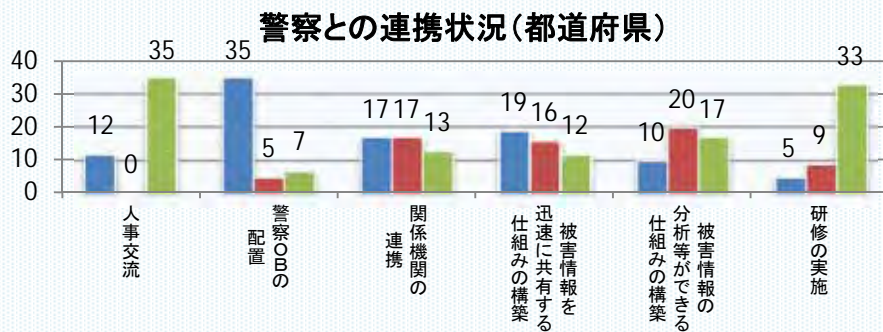
* 詐欺的投資勧誘事犯に限定しない

●都道府県と警察の連携状況

『警察OBの配置』は40自治体を実施しており、うち35自治体から法執行に関するノウハウの蓄積などの成果があげられている。『被害情報を迅速に共有できる仕組みの構築』は35自治体を実施しており、うち19自治体が成果があったと回答。

●政令市と警察の連携状況

消費者相談に対する『関係機関の連携』は、15市が実施しており、うち10市から警察と相談情報を共有することにより、被害を防止できたことなどが成果としてあげられている。『被害情報を迅速に共有できる仕組みの構築』は15市が実施しており、うち8市が成果があったと回答。



- 実施しており、具体的な成果があった
- 実施しているが、現段階では、具体的な成果までは見られていない
- 実施していない

具体的な取組と成果の例

- 警察OBの配置により、事業者の立入調査や事情聴取など法執行のノウハウが習得できた。
- 消費生活部局に配置された警察OBを中心とした警察との協議により、悪質商法事例について詐欺容疑で逮捕・起訴することができた。
- 警察との連携により、現金受け渡しの阻止、送金の中止といった被害の未然防止や、銀行口座凍結による被害回復につなげることができた。
- その他、被害情報を迅速に共有する仕組みとして、利殖商法に関する情報提供ルートを構築する、定期的な会議を開催する、県警との間で連携協定を締結する等の取組が行われている。これらの取組による警察への情報提供が、悪質事業者の逮捕や銀行口座凍結による被害回復につながった事例もある。

●高齢者の被害防止の取組状況

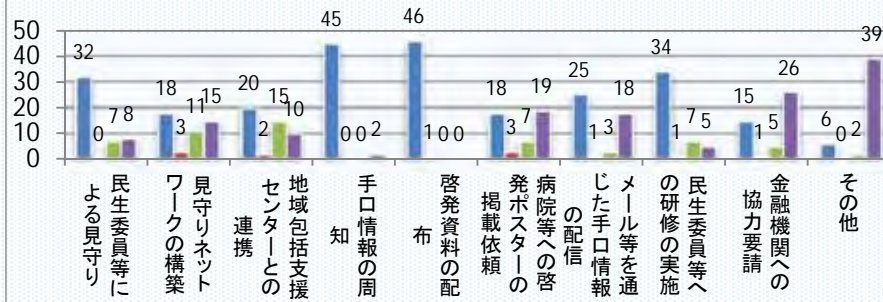
●都道府県における高齢者の被害防止のための取組

『啓発資料の配布』や『手口情報の周知』はほとんどの自治体で行われている。また、『民生委員等への研修の実施』や『民生委員等による見守り』といった福祉部局と連携した取組も半数以上の自治体が実施している。

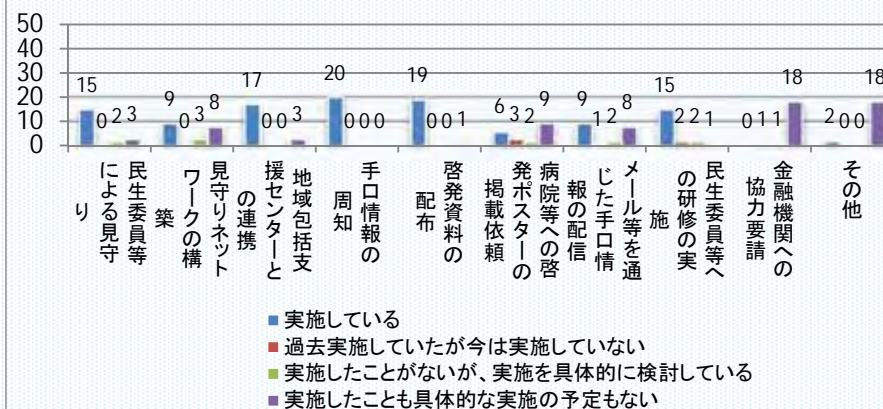
●政令市における高齢者の被害防止のための取組

都道府県同様、『啓発資料の配布』や『手口情報の周知』はほとんどの政令市で行われており、『地域包括支援センターとの連携』や『民生委員による見守り』、『民生委員等への研修の実施』といった福祉部局と連携した取組も多くの政令市で行われている。

高齢者の被害防止のための取組状況(都道府県)



高齢者の被害防止のための取組状況(政令市)



具体的な取組と成果の例

- 高齢者に対する出前講座
- 高齢者の周辺者に対する研修
- パンフレット(新聞折り込みチラシ等)の配布
- 訪問販売お断りステッカー等の配付
- DVDの作成と高齢者施設、地域包括支援センター等への配布
- 高齢者の消費者被害の現状についての対面調査の実施



- 金融機関に啓発チラシを配布した結果、窓口担当者が不正取引口座への送金に気付き、被害が未然に防止できた。
- 詐欺的投資勧誘について研修を受講した地域包括支援センター職員が、高齢者からの相談で勧誘パンフレットが送りつけられていることに気付き、適切に助言したため、高齢者自身が勧誘を断ることができた。
- 出前講座により具体的な手口や予防法についての啓発を実施したところ、受講者が被害に気付き、クーリング・オフすることで被害を回復できた。

●詐欺的投資勧誘に関する問題の解決のために行うべき施策等についての提案 (主なものを抜粋)

●法規制の整備

- ・詐欺的投資勧誘に用いられる商材が法の規制対象となるような見直し

●犯行ツールに係る対策

- ・法人設立登記、法人口座開設の厳格化
- ・電話、バーチャルオフィス等のツール規制

●メディアを活用した注意喚起

- ・テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ等を用いた注意喚起の実施
(悪質商法の被害実態や手口についての情報提供、被害防止の呼びかけ)

●消費者行政と警察の連携強化

- ・迅速な口座凍結
- ・悪質業者の取締り強化

●高齢者の被害防止のための見守り強化

- ・福祉担当部局との連携強化
(ケアマネージャー、民生委員等への啓発等)
- ・高齢者の見守り活動を実施する自治体への支援